

2010 年度

地球温暖化対策計画書

1 指定地球温暖化対策事業者の概要

(1) 指定地球温暖化対策事業者及び特定テナント等事業者の氏名

指定地球温暖化対策事業者 又は特定テナント等事業者の別	氏名（法人にあつては名称）
指定地球温暖化対策事業者	学校法人 日本女子大学

(2) 指定地球温暖化対策事業所の概要

事業所の名称		日本女子大学							
事業所の所在地		東京都文京区目白台二丁目8番1号							
業種等	事業の業種	分類番号	081	0_教育_学習支援業		学校教育			
		産業分類名	学校教育						
	事業所の種類	主たる用途	大学						
		用途別内訳	建物の延べ面積 (熱供給事業所にあつては熱供給先面積)	前年度末	78,040	m ²	基準年度	79,469	m ²
			事務所	前年度末		m ²	基準年度		m ²
			情報通信	前年度末		m ²	基準年度		m ²
			放送局	前年度末		m ²	基準年度		m ²
			商業	前年度末		m ²	基準年度		m ²
			宿泊	前年度末		m ²	基準年度		m ²
			教育	前年度末	78,040	m ²	基準年度	79,469	m ²
			医療	前年度末		m ²	基準年度		m ²
			文化	前年度末		m ²	基準年度		m ²
			物流	前年度末		m ²	基準年度		m ²
駐車場	前年度末			m ²	基準年度		m ²		
工場その他上記以外	前年度末		m ²	基準年度		m ²			
事業の概要		大学等の教育施設							
敷地面積							56,023	m ²	

(3) 担当部署

計画の 担当部署	名称	管理部施設課	
	連絡先	電話番号	03-5981-3234
		ファクシミリ番号	03-5981-3264
		電子メールアドレス	
公表の 担当部署	名称	管理部施設課	
	連絡先	電話番号	03-5981-3234
		ファクシミリ番号	03-5981-3264
		電子メールアドレス	

(4) 地球温暖化対策計画書の公表方法

公表方法	<input checked="" type="checkbox"/> ホームページで公表	アドレス :	http://www.jwu.ac.jp/
	<input checked="" type="checkbox"/> 窓 口 で 閲 覧	閲覧場所 :	日本女子大学 管理部施設課
		所在地 :	東京都文京区目白台二丁目8番1号
		閲覧可能時間	9:00~17:00
	<input type="checkbox"/> 冊 子	冊子名 :	
		入手方法 :	
<input type="checkbox"/> そ の 他			

(5) 指定年度等

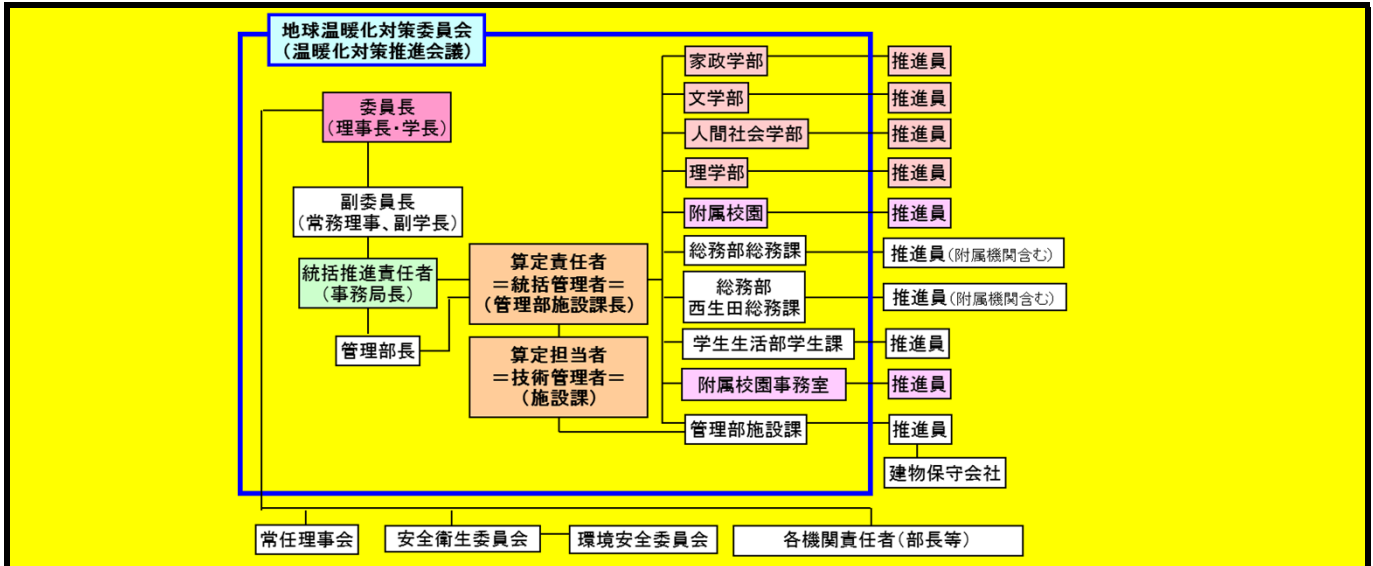
指定地球温暖化対策事業所	2009	年度	事業所の 使用開始年月日	<input checked="" type="radio"/> 平成18年3月31日以前			
特定地球温暖化対策事業所		年度		<input type="radio"/> 平成18年4月1日 以降	年	月	日

2 地球温暖化の対策の推進に関する基本方針

本学園では、日頃より環境配慮の積極的な取り組みを基本方針として進めている。その中で、次の四点を重視して地球温暖化対策に取り組んでいる。

1. 省エネを踏まえた運用・・・空調機の温度設定、照明器具の点灯等の省エネに準拠した運用体制の確立
2. 省エネ機器の導入・・・空調機器・照明器具等において、省エネ機器の積極的な導入。
(ボイラー機器等は、年度計画により削減の方向です)
3. 普及啓発・・・教職員・学生・生徒等に地球温暖化対策の意識改革を推し進める資料の掲示
4. 校内緑化・・・校内緑化により、環境教育の推進

3 地球温暖化の対策の推進体制



4 温室効果ガス排出量の削減目標（自動車に係るものを除く。）

(1) 現在の削減計画期間の削減目標

計画期間	2010 年度から 2014 年度まで			
削減目標	特定温室効果ガス	省エネルギー診断等を活用し、従来の温暖化対策による活動を継続しつつ、更なる運用改善や省エネ計画を実施することで、総量削減義務（8%）を目標とする。		
	特定温室効果ガス以外の温室効果ガス	当事業所から排出されるその他ガスは上下水道に伴う二酸化炭素の排出が主体となっている。したがって引き続き節水を行うことでその他ガスを削減する。		
削減義務の概要	基準排出量	3,491 t（二酸化炭素換算）/年	削減義務の区分 平均削減率	I-1
	排出上限量 （削減義務期間合計）	16,060 t（二酸化炭素換算）		8.0%

(2) 次の削減計画期間以降の削減目標

計画期間	2015 年度から 2019 年度まで	
削減目標	特定温室効果ガス	省エネ設備の導入などにより、基準排出量の17%以上の削減を目標とする。
	特定温室効果ガス以外の温室効果ガス	現在と同様、引き続き節水を行うことで、その他ガスの削減を維持する。

5 温室効果ガス排出量（自動車に係るものを除く。）

(1) 温室効果ガス排出量の推移

単位：t（二酸化炭素換算）

		2009 年度	年度	年度	年度	年度
特定温室効果ガス （エネルギー起源CO ₂ ）		3,275				
その他ガス	非エネルギー起源 二酸化炭素（CO ₂ ）					
	メタン （CH ₄ ）					
	一酸化二窒素 （N ₂ O）					
	ハイドロフルオロカーボン （HFC）					
	パーフルオロカーボン （PFC）					
	六ふっ化いおう （SF ₆ ）					
上水・下水		38				
合計		3,313				

(2) 建物の延べ面積当たりの特定温室効果ガス年度排出量の状況

単位：kg（二酸化炭素換算）/m²・年

	2009 年度	年度	年度	年度	年度
延べ面積当たり 特定温室効果ガス 年度排出量	42.0				

6 総量削減義務に係る状況（特定地球温暖化対策事業所に該当する場合のみ記載）

(1) 基準排出量の算定方法

<input checked="" type="radio"/> 過去の実績排出量の平均値	基準年度：（ 2003年度、2004年度、2005年度 ）
<input type="radio"/> 排出標準原単位を用いる方法	
<input type="radio"/> その他	算定方法：（ ）

(2) 基準排出量の変更

変更年度	年度	変更理由	
変更年度	年度	変更理由	
変更年度	年度	変更理由	

(3) 削減義務率の区分

削減義務率の区分	I - 1
----------	-------

(4) 削減義務期間

年度から	年度まで
------	------

(5) 優良特定地球温暖化対策事業所の認定

	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度
特に優れた事業所への認定					
極めて優れた事業所への認定					

(6) 年度ごとの状況

単位：t（二酸化炭素換算）

		2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	削減義務期間合計
決定及び予定の量	基準排出量 (A)	3,491	3,491	3,491	3,491	3,491	17,455
	削減義務率 (B)	8.0%	8.0%	8.0%	8.0%	8.0%	
	排出上限量 (C = Σ A - D)						16,060
	削減義務量 (D = Σ (A × B))						1,395
実績	特定温室効果ガス排出量 (E)						
	排出削減量 (F = A - E)						

(7) 特定温室効果ガスの排出量の増減に影響を及ぼす要因の分析

--

7 温室効果ガス排出量の削減等の措置の計画及び実施状況（自動車に係るものを除く。）

対策 No	対策の区分		対策の名称	実施時期	備考
	区分 番号	区分名称			
1	120400	12_補機の運転管理	冷却水ポンプのINV制御導入（百年館）	2012年度	
2	130300	13_換気設備の運転管理	厨房換気ファンのINV制御導入（七十年館）	2011年度	
3	140200	14_給排水設備の管理	プールろ過ポンプのINV制御導入（小学校）	2013年度	
4	150200	15_照明設備の運用管理	INV照明器具の導入（七十年館・図書館）	2011年度	
5	120100	12_燃焼設備の管理	空気比の調整（百年館）	2012年度	
6	120300	12_運転管理及び効率管理	冷房負荷に応じた運転台数の変更	2013年度	
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					

8 事業者として実施した対策の内容及び対策実施状況に関する自己評価（自動車に係るものを除く。）

学内の推進体制の見直しを行い、大学のみではなく、附属の幼稚園・小学校・中学校・高校にまで範囲を広げるため、地球温暖化対策委員会の組織変更を行っている。

これにより、学園全体において、冷暖房期間・空調設定温度の適正管理を実施し、効果を上げている。また学園全体において、下記のゴミリサイクル活動を推進して、ゴミの削減を行っている。

- ・使用済文書等の回収・再生を行い、循環再生紙・トレイレットペーパーへの使用を促進している。（大学のみではなく、附属の幼稚園・小学校・中学校・高校においても順次取り入れている）
- ・食品（生ゴミ）リサイクルの開始により、一般廃棄物（焼却処理）の廃棄量を抑制している。

また、本学園においては、下記の点を踏まえて一層環境配慮に適した活動を推奨して行きます。

- (1) 「循環型社会形成推進基本法（平成12年施行）」に基づいた循環型社会を推進
 - (2) 本学の環境活動への理解・報告を学内外に行う
 - (3) 文京区環境ネットワークへの参加
 - (4) 学生・生徒等への環境教育
- 本学園では、これからも資源の再利用、循環利用に努め、一層環境に配慮し、社会的責任を果たしていきます。

9 自動車に係る地球温暖化の対策

(1) 自動車を自ら使用する場合の地球温暖化の対策

対策内容	エコドライブの実践 (アイドリング・ストップの徹底、空ぶかし、急発進、急加速運転等の削減)
------	--------------------------------------------------

(2) 他者の自動車を利用する場合の地球温暖化の対策

ア 基本方針

基本方針	低公害・低燃費車の利用やエコドライブの実践について、搬入業者等に対して求める
------	----------------------------------------

イ 他者の自動車を利用する場合の地球温暖化の対策

		取組状況				
		実施中	今後実施	検討中	実施しない	該当しない
<input type="checkbox"/> 自らの貨物等の搬入のため他者の自動車を利用しているとき。 <input checked="" type="checkbox"/> 施設利用者等の貨物等の搬入等のため指定地球温暖化対策事業者以外の者の自動車を利用しているとき。						
低公害・低燃費車等の利用割合の向上	低公害・低燃費車の利用割合の向上		○			
	構内の駐車許可証発行時、低公害・低燃費車の利用状況を確認する。					
低公害・低燃費車等の利用割合の向上	環境負荷の大きな自動車の利用抑制		○			
	構内の駐車許可証発行時、環境負荷の大きな自動車の利用状況を確認する。					
物流効率化の推進による交通量の抑制	大学の休日等を事前に配達業者へ告知し、効率的な運搬を働きかける。	○				
エコドライブの推進	搬入業者等に対し、エコドライブの実践を掲示し、推進していく。		○			
体制の整備	運送業者等の取組状況を適宜把握するとともに、確認・推進できるような体制を整備する。		○			
貨物輸送以外の自動車交通量対策	教職員及び学生に対して自家用車での通勤・通学を禁止するなど、鉄道、バス等の公共交通機関の利用を促進。	○				
事業所に搬入される貨物等1トンキロ当たりの二酸化炭素(CO ₂)排出量						
						kg / t・km